

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人	千円
		-	-
		3,307	202,285,003
		132	2,918,768
		1,857	17,937,481
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		479	1,877,506
債 務 控 除 額		3,326	189,143,796
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額			
課 税 価 格	実		
相 続 税 額	算 出 税 額	3,262	19,719,933
	2 割 加 算 額	244	351,668
	計	実 3,262	20,071,601
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	98	52,075
	配 偶 者	501	4,946,121
	未 成 年 者	32	7,878
	障 害 者	62	76,288
	相 次 相 続	126	293,427
	外 国 税 額	-	-
	計	実 770	5,375,789
差 引 税 額	実	2,853	14,695,812
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		35	123,554
小 計		2,847	14,572,257
農 地 等 納 税 猶 予 額		18	228,873
株 式 等 納 税 猶 予 額		-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 2,842	14,388,658
	還 付 税 額	実 22	45,274
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,139	92,960,000

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成19年分	3,207	195,238,293	24,369,045	8,163,704	2,769	15,774,480	15	36,639	1,045
平成20年分	3,146	195,536,585	24,582,641	7,886,531	2,693	16,441,858	26	71,805	1,055
平成21年分	3,079	178,457,209	19,727,826	5,739,518	2,615	13,274,068	25	41,548	1,037
平成22年分	3,300	193,961,970	21,667,106	6,709,482	2,805	14,646,111	31	54,976	1,129
平成23年分	3,326	189,143,796	20,071,601	5,375,789	2,842	14,388,658	22	45,274	1,139

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
熊本西	349	18,093,831	302	1,139,236	113
熊本東	331	22,764,590	281	2,027,794	116
八代	121	6,189,807	105	321,720	43
人吉	29	1,822,057	27	145,741	11
玉名	58	3,348,743	50	219,997	24
天草	42	2,234,182	36	99,187	18
山鹿	21	1,009,440	20	59,709	8
菊池	58	3,132,563	48	207,073	21
宇土	41	2,899,318	34	266,753	14
阿蘇	9	326,224	4	1,400	3
熊本県計	1,059	61,820,755	907	4,488,609	371
大分分	370	19,399,016	308	1,184,117	129
別府	140	8,729,806	124	560,892	51
中津	37	3,016,616	31	204,877	16
日田	62	2,533,084	52	157,314	17
佐伯	57	4,127,126	49	342,416	19
臼杵	30	2,221,425	28	148,280	10
竹田	17	648,632	17	31,150	5
宇佐	22	4,243,335	19	1,596,635	8
三重	15	911,077	13	63,250	5
大分県計	750	45,830,117	641	4,288,930	260
宮崎崎	328	18,233,381	276	1,281,312	109
都城	115	5,371,416	101	355,946	35
延岡	128	7,947,029	109	737,274	39
日南	16	1,341,484	13	139,164	6
小林	31	1,203,732	27	51,574	10
高鍋	33	1,626,041	29	74,762	10
宮崎県計	651	35,723,083	555	2,640,032	209
鹿児島島	448	24,651,936	395	1,757,026	158
川内	50	2,184,419	41	103,941	17
鹿屋	86	4,410,283	66	346,659	22
大島	17	894,738	15	11,814	6
出水	13	1,014,422	12	93,117	5
指宿	26	1,171,097	24	54,238	8
種子島	7	524,292	6	26,112	3
知覧	48	2,638,140	38	177,798	15
伊集院	37	2,214,617	30	148,481	15
加治木	117	5,303,304	99	238,005	42
大隅	17	762,593	13	13,899	8
鹿児島県計	866	45,769,841	739	2,971,088	299
総計	3,326	189,143,796	2,842	14,388,658	1,139

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	3,328	188,723,272	2,852	14,428,624	1,139
	修正申告による増差額	63	843,442	87	63,898	43
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	41	422,918	49	103,863	21
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,326	189,143,796	実 2,842	14,388,658	実 1,139
過年分	申 告 額	168	7,465,116	139	421,263	73
	修正申告による増差額	868	7,329,828	1,267	1,167,330	489
	更正による増差額	2	159,542	2	22,339	2
	更正等による減差額	183	1,520,202	216	384,800	104
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,189	13,434,284	実 1,583	1,226,133	実 587
合 計	申 告 額	3,496	196,188,388	2,991	14,849,887	1,212
	修正申告による増差額	931	8,173,270	1,354	1,231,228	532
	更正による増差額	2	159,542	2	22,339	2
	更正等による減差額	224	1,943,120	265	488,663	125
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,515	202,578,080	実 4,425	15,614,791	実 1,726

調査対象等： 「本年分」は平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。  
「過年分」は、平成22年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年11月1日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長された者は平成24年1月12日）から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成21年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	1	29	29	3,194	-	-
過 年 分	828	91,938	120	57,903	81	57,428
合 計	829	91,967	149	61,097	81	57,428

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

## 5 - 2 課税価格階級別

### (1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課	うち暦年課税分	納付税額	法定相続人の数
			税適用財産価額	贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	295	24,202,693	810,712	177,704	345,017	664
1 億円超	596	80,950,442	1,195,411	878,683	3,182,406	1,994
2 "	144	34,757,842	490,622	416,233	2,872,357	556
3 "	78	29,216,388	295,893	140,675	3,879,989	293
5 "	18	10,352,192	59,956	168,935	1,808,398	59
7 "	5	4,054,909	51,173	16,616	596,336	18
10 "	2	2,191,215	-	82,460	320,401	8
20 "	1	2,997,591	-	6,200	1,423,719	4
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,139	188,723,272	2,903,768	1,887,506	14,428,624	3,596

調査対象等：平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	8	71	94	83	39	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	1	36	108	213	154	48	18	10	4	3	1	-
2 "	1	7	14	34	55	16	8	4	2	3	-	-
3 "	-	1	13	28	22	5	5	1	1	1	-	1
5 "	-	-	4	6	7	1	-	-	-	-	-	-
7 "	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10	115	233	367	281	71	31	15	7	7	1	1

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人 328	千円 4,330,930
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	409	7,260,694
	宅地（借地権を含む。）	1,044	57,720,397
	山林	385	881,232
	その他の土地	363	5,172,572
	計	<b>実</b> 1,069	<b>75,365,826</b>
家屋、構築物		1,014	14,039,219
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	123	209,845
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	32	167,092
	売掛金	43	102,929
	その他の財産	94	565,395
	計	<b>実</b> 196	<b>1,045,262</b>
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	252	11,291,935
	同上以外の株式及び出資	565	6,765,950
	公債及び社債	273	6,003,943
	投資・貸付信託受益証券	294	5,636,324
	計	<b>実</b> 798	<b>29,698,152</b>
現金、預貯金等		1,130	51,952,349
家庭用財産		809	432,820
その他の財産	生命保険金等	279	10,033,583
	退職金及び功労金等	99	3,248,384
	立木	156	216,951
	その他	969	15,399,461
	計	<b>実</b> 1,001	<b>28,898,379</b>
合計		<b>実</b> 1,135	<b>201,432,007</b>
相続時精算課税適用財産価額		95	2,903,768
債務等	債務	1,010	15,194,888
	葬式費用	1,101	2,305,121
	計	<b>実</b> 1,125	<b>17,500,009</b>
差引純資産価額		<b>実</b> 1,135	<b>186,835,766</b>
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		243	1,887,506
課税価格		<b>実</b> 1,139	<b>188,723,272</b>

調査対象等：平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。